

# 成年後見もやい

発行者：NPO法人成年後見もやい  
〒456-0031 名古屋市熱田区神宮二丁目3番4号もやいビル

第5号

2020年5月6日発行

電話 052-746-9395

FAX 052-746-9396

メール

koukenmoyai@hi3.enjoy.ne.jp

## 新型コロナウイルスと向き合って

成年後見もやい事務局長 塚本 道夫

### 2年間で36件の受任件数

成年後見もやいが事務所を開設してから2年が経ちました。この2年間で家庭裁判所から後見人等の受任をした件数は36件(内2件は終了)となっており、家庭裁判所からの信頼も厚くなっています。名古屋市成年後見あんしんセンター主催の法人後見団体交流会に参加する団体としては、新規の受任件数が両年度とも最も多いです。

### 新型コロナウイルスで考えたこと

2020年度の活動方針をつくっている最中に新型コロナウイルスの問題が発生し、緊急事態宣言も出されました。医療や福祉の人が生きていくうえで大切なことをつくづく感じています。

成年後見もやい事務局は、この厳しい局面を乗り越えていくために皆さんと一緒に頑張っていきたいと思います。

障害者福祉施策に40年以上に亘って携わってきた者として、新型コロナウイルス感染症対策でいろんなことを改めて考えました。

#### (生活に困った人の生存権保障を)

障害者を抱える家族にとって、保護者の仕事によっては大幅な減収になり、中には生活困窮に陥った家族もあるのではと思います。生活保護制度や社協の生活福祉資金貸付制度等の生きていくために必要な制度に上手くつながればと思います。

#### (日額報酬から月額報酬への改善を)

障害者や障害者サービス事業者の面から考えると、日中活動事業について、日額報酬では必要な支援が確保できないこと、臨時的対応が必要になるときに対応できないことなどが明らかになりました。事業所の安定した運営を確保し、非常時でも障害者への支援体制が失われないよう、日中活動事業は月額化すべきだと思います。

#### (従事者の社会的評価と労働条件の改善を)

また、入所施設やグループホームの生活の場はもちろんです、日中活動事業、居宅介護、移動支



コンクリートブロックの隙間に根をはるタンポポのように力強く

援も含めて、障害者福祉サービスに関わる生活支援員、ヘルパー、調理員等が、手洗い、マスクの着用、さらには“三密”対応を障害者本人にわかりやすく説明し、一緒に取り組んでもいます。まさに専門性を発揮して、人間としての尊厳、いのちと暮らしを体を張って守っていることが新型コロナウイルス問題を通して明らかになっています。障害福祉サービス従事者の社会的評価を高め、安心して働き続けられるように、その仕事を正当に評価し、抜本的な待遇改善をするための報酬の見直しが必要です。成年後見もやいとしても障害者の権利擁護の立場から、国や自治体に求めていきたいと思っています。

#### つながって、励ましあって、力を合わせて

新型コロナウイルスから障害者とその家族のいのちと暮らしを守るため、政治の果たす役割は大きいと思いますが、こういうときだからこそ、一人で悩まず、私たちもつながりあって、励ましあって、力を合わせて乗り切っていきましょう。

#### “もやい”に気軽に相談を

親なき後の障害者の生活不安や障害者の権利擁護問題について、成年後見もやいが少しでもお役に立てればと考えています。遠慮なくご相談ください。

# “つくり運動型”の法人後見団体「成年後見もやい」の発展をめざして

2020年5月

## 特定非営利活動法人成年後見もやい運営体制検討委員会報告（概要版）

### 1 はじめに

成年後見もやい（以下「もやい」）が本格的に業務を開始して2年が経過した。

もやいの2018年度、2019年度の2年間のとりくみで、家庭裁判所からの後見等の受任件数は36件に達した。名古屋市内の法人後見団体の単年度の受任件数としては、両年度とも最も多い。このことは、障害者の財産管理や身上保護の関心の高まりや“親なき後”の生活不安等の深刻化が背景にあると同時に、もやいへの期待の表れでもある。

しかし、もやいの職員体制や財政状況には厳しいものがあり、職員や後見支援員（もやいの市民後見人）の献身的な活動と社会福祉法人、親の会、障害者団体、会員（正会員、賛助会員）等の協力共同による支援によって成り立っている。

もやいをいっそう発展させるために、2019年の年次総会での決定に基づき、運営体制検討委員会を設置し、運営上の諸問題について検討したのでその結果を報告する。

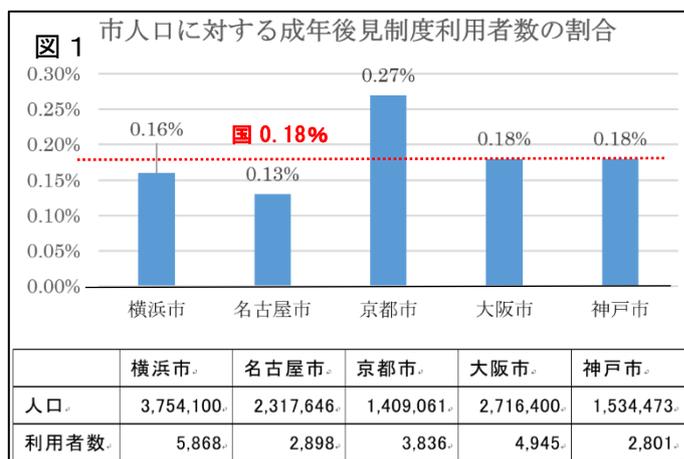
### 2 法人後見団体の現状と公的支援の必要性

名古屋市内で活動している法人後見団体としては、社会福祉協議会が運営しているなごやかぼーとと7つの特定非営利活動法人がある。検討委員会では、なごやかぼーと、NPO法人名古屋成年後見センター（緑区）及びNPO法人蒼の会（中村区）の2018年度の運営状況について分析した。なごやかぼーとの事業収入が7,183,000円に対して、人件費支出が18,560,237円であり、収支が大きくマイナスになっており、他の事務経費を含めると不足額はさらに大きくなる。なごやかぼーとの事業収入とは、家庭裁判所による報酬付与の審判にもとづく収入であるが、この運営状況は法定後見による報酬請求が利潤を追求するものではなく、報酬だけでは、法人後見団体の人件費すら十分に賄うことができないことを示している。

名古屋市内の法人後見団体についてはNPO法人尾張東部権利擁護支援センター、NPO法人知多地域成年後見センター及びNPO法人東三河成年後見センターを分析した。尾張東部権利擁護支援センターと知多地域成年後見センターは地域行政から財政面で支えられており、当該自治体圏域において大きな成果をあげ、それに相応しい運営体制を備えている。その一方で、東三河成年後見センターは全国的にも先進的な実践を行っているにも関わらず、行政からの財政的支援はなく、ボランティア精神にもとづく社会的貢献に支えられているのが現状である。公的な支援の有無は、被後見人（障害者等）への支援内容や法人後見団体関係者の安定した身分等を左右するものであり、同じ権利擁護の事業のあり方として問題である。

### 3 名古屋市成年後見制度利用促進計画と法人後見

図1は、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市の2018年度末の成年後見制度の人口に対する利用数（利用率）について比較したものである。名古屋市の利用率0.13%は5都市の中で最も低い利用率であるだけでなく、



国全体の利用率0.18%より大きく下回っている。名古屋市を除く4都市はすでに成年後見制度利用促進計画（以下「利用促進計画」）を策定しており、一定の成果を挙げている。名古屋市は市長申立件数も横浜市や大阪市と比較してかなり少ない。名古屋市の利用促進計画が2020年3月に策定されたので、今後はその成果が期待される。

利用促進計画では、名古屋市社会福祉協議会の成年後見あんしんセンターが中

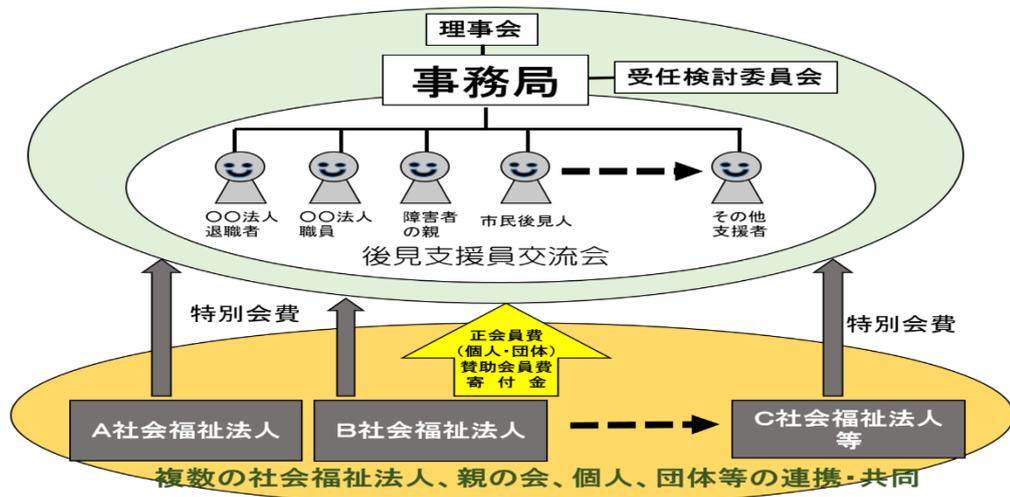
核機関になる。その役割は、主として、後見人等申立ての相談と後見人等候補者調整の依頼に応じて候補者を推薦することである。事案に応じて市民後見人、専門職後見人、法人後見団体が後見人等の候補者として推薦される。虐待など成年被後見人の状況が深刻な場合、家族が紛争を抱えている場合、身寄りがなく身上監護面で専門性が必要とされても低所得で成年後見人等への報酬が見込めない場合、言い換えれば、市民後見人には荷が重く、専門職後見人等であっても候補者が決まりにくい事案は組織的対応ができる法人後見団体が候補者に推薦されやすいと思われる。

もやいは中核機関と連携しながら成年後見制度の利用促進に貢献していく。

#### 4 社会福祉法人、親の会、個人、団体の協力共同と連携で成年後見もやいの充実発展を

図2はもやいのイメージ図である。もやいは、共同作業所づくり運動の関わってきた関係者の熱い思いを大切にしながら、地域で生活する障害者等の権利擁護の充実・発展に向けて、社会福祉法人、親の会、NPO法人あいち障害者センター、あいされん等の支えがあって設立された法人後見団体である。

図2 NPO法人成年後見もやいのイメージ図



##### (1) 会員の確保と寄付金の募集

現在、正会員個人 31 人、正会員団体 14 団体、賛助会員 69 人であるが、会員数の増加につとめ、もやいをより多くの関係者に支えられた法人後見団体として発展させる。とりわけ、早急に、賛助会員数 100 人をめざす。また、寄付金を募っていく。

##### (2) 社会福祉法人等による財政的支援

社会福祉法人等によるもやいへの財政支援として一口 10 万円の特別会費を設ける。社会福祉法人等の運営規模や利用状況に応じて各法人内での議論をお願いしたい。

##### (3) 理事会、事務局、受任検討委員会

理事会は原則として2か月に1回開催する。受任状況に応じて事務局体制を強化する。受任の適否を組織的に検討するための受任検討委員会を設置する。弁護士等との連携を強化する。

##### (4) 後見支援員の確保と役割

後見支援員を現在の 20 人から 2022 年度末までに 40 人に増やす。

#### 5 さいごに

親なき後問題や権利擁護の問題は、①社会全体で解決すること、②財産の多寡に関わらず誰もが安心して成年後見制度が利用できること、③司法、国・自治体、社会福祉協議会、民間事業者の役割の発揮とネットワークをつくることなどが必要であり課題は山積している。

憲法、障害者権利条約にもとづく公的責任（実施責任、財政責任、運営責任）のいっそうの充実と実効性のあるネットワークづくりをめざす。

# 成年後見制度受任状況

2020年3月末現在

|    | 在宅 | 入院 | GH | 施設入所 | 計  |
|----|----|----|----|------|----|
| 後見 | 4  | 1  | 13 | 10   | 28 |
| 保佐 | 3  |    | 1  | 2    | 6  |
| 計  | 7  | 1  | 14 | 12   | 34 |

(単位：人)

「成年後見もやい」を利用されているみなさん、関係者のみなさん、五月から「成年後見もやい」で働く山口徳郎です。

かれこれ四〇年ほど障害児者福祉、児童福祉領域で働いています。主にはケースワーカーとして、児童相談所や発達障害者支援センター、児童心理治療施設で働いてきました。髪もほとんどなくなり、足腰の弱くなった自分自身をどう支えていくかも問題なのですが、地域や入所支援施設などで生活されている障がい者の権利や暮らしを守るために、これまでの経験や知識を活かしながら働いていきたいと思っています。



## 職員紹介

事務局員  
山口徳郎さん  
(社会福祉士)



**ホームページを立ち上げました。**

<https://seinenkoukenmoyai.net>

ご覧いただき、ご意見がいただければ幸いです。

## 事務局からのお知らせ

正会員、賛助会員を募集しています。事務局までご連絡ください。

皆さん方からご相談をお待ちしています。遠慮なくご相談を・・・052-746-9395

○寄付金の送金先 郵便振替先 口座記号番号 00850-0- 188830

加入者名 特定非営利活動法人成年後見もやい